

福井労働局発表  
平成28年1月29日

【担当】

|             |       |
|-------------|-------|
| 職業安定課長      | 毛利 告  |
| 職業対策課長      | 近藤 孝美 |
| 地方訓練受講者支援室長 | 坂下 正機 |
| 職業対策課長補佐    | 川村 直子 |

電 話 : 0776-26-8609 (職業安定課)  
電 話 : 0776-26-8610 (地方訓練受講者支援室)  
電 話 : 0776-26-8613 (職業対策課)

### 「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施について

雇用情勢の改善が進んでいる中、福井労働局（局長 加藤 滋穂）は、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や、未内定学生や進路未決定学生をはじめとする若者の正社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成28年3月末までを「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の期間として、様々な取組を実施します。

#### 《福井労働局における取組》

##### 1 福井県内のハローワーク等による取組

各種セミナーや担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の支援の活用を促進を行い、フリーター等に対する就職支援機関の周知の更なる強化による利用の促進を図ります。また、学卒正社員就職実現に係る取組として、平成28年1月4日～平成28年3月31日までを「未内定就活生への集中支援2016」とし、未内定就活生等への就職支援を実施します。

##### 2 関係団体への訪問による要請

平成28年2月1日11時より福井県中小企業団体中央会に対し、本キャンペーンの趣旨等について、傘下事業所への周知啓発にかかる要請を実施します。

##### 3 関係者への周知等

平成28年2月3日に開催される「ふくい働き方改革推進会議」において、本キャンペーンの趣旨、内容等について関係者に対し、周知・情報共有を図ります。

#### 4 就職面接会の開催

学卒未内定者や UI ターン希望者への就職促進を図るため、以下の日程で就職面接会を開催します。

(1) 「就職応援面接会」

日時 平成28年2月24日(水) 13時30分より

場所 福井市下六条町103 「福井県産業会館」2号館

(2) 「ふくい福祉就職フェア」

日時 平成28年3月5日(土) 13時より

場所 福井市下六条町14-1 「福井県生活学習館(ユウ・アイふくい)」

(3) 「大学生等企業説明会」

日時 平成28年3月6日(日) 13時30分より

場所 敦賀市東洋町1-1 「プラザ萬象」

(4) 「2016ふるさと就職フェア in 若狭」

日時 平成28年3月13日(日) 13時20分より

場所 小浜市南川6-11 「福井県立若狭図書学習センター」



# 未内定就活生への集中支援2016

別添1

新卒者の就職環境は順調に回復している状況にあります。文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、未内定の学生・生徒が1人でも多く卒業までに就職できるよう、平成28年1月から3月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2016」を実施します。

## 関係各省の連携による主な取組

### 未内定・進路未決定の学生・生徒に「就職をあきらめさせない」ための ジョブサポーターと大学の就職相談員等との連携による個別支援の徹底（文科・厚労\*）

新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学の就職相談員の連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定等の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等の利用を未内定等の学生・生徒に対して呼びかけるなどにより、一貫した就職支援を行います。

大学等との連携強化による学卒正社員化に向け、以下について集中的かつ効果的に取り組みます。

- ・ 未内定学生や進路未決定学生に対する新卒応援ハローワーク等の利用勧奨の徹底
- ・ 正社員就職に係る情報を届けるための出張相談の実施
- ・ 出張相談会等を活用した「地方就職の魅力PR」や「フリーターの現状」についての周知

新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/5a.pdf>

### 中堅・中小企業中心の就職面接会の開催（厚労\*・経産）

未内定等の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会等を開催します。

また、若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）において、未内定等の学生・生徒向けにカウンセリング等を実施するとともに、就職面接会等を開催します。

就職面接会等の開催スケジュールは、大卒等就職情報WEB提供サービスで検索できます。

(<http://job.gakusei.go.jp/service/231030.do?action=initDisp&screenId=231030>)

各地のジョブカフェのホームページは、以下ホームページをご覧ください。

([http://www.meti.go.jp/policy/jobcafe/jobcafe\\_all.html](http://www.meti.go.jp/policy/jobcafe/jobcafe_all.html))

## 中小企業と大学生等とのマッチング等の実施（地域中小企業人材バンク事業）

### （文科・厚労・経産\*）

地域人材コーディネーター機関が大学・ハローワーク等と連携し、中小企業と大学生等の交流の場の設定から新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する体制を構築しており、これを活用して、3月末までに未内定者が参加できる合同説明会を開催し、未内定の学生の採用・定着に努めます。

中小企業人材バンク事業 (<http://www.chusho-jinzaibank.jp/>)

## 保護者を通じた未内定等の学生・生徒への就職支援の周知（文科・厚労\*）

学校と連携し、未内定等の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに、学生・生徒に対して新卒応援ハローワーク等の就職支援について、啓発文書の送付により周知し、支援を受けることを勧めてまいります。

## 臨床心理士による未内定の学生・生徒の心理的ケアの実施（厚労）

就職活動の長期化、内定が得られないことによる心理的負担を軽減するため、ケアが必要な未内定の学生・生徒に対しては、新卒応援ハローワーク等に定期的に配置する臨床心理士による心理的ケアを実施します。

## 民間就職情報サイトによるジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知（厚労）

主要な民間就職情報サイトに対し、ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の支援の周知のためのバナー掲載について協力を要請し、協力を得て、未内定等の学生への周知を徹底します。

（平成28年1月以降、協力いただく予定の就職情報サイト（運営会社名五十音順 敬称略））

|                   |   |                                                                                                           |      |      |                  |
|-------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------------------|
| ○「就活ラボ2016」       | ： | <a href="https://www.ac-lab.jp/2016/top/index.php">https://www.ac-lab.jp/2016/top/index.php</a>           | （運営） | 株式会社 | アクセスヒューマネクスト     |
| ○「朝日学情ナビ2016」     | ： | <a href="http://www.gakujo.ne.jp/2016/index.aspx?p0=99">http://www.gakujo.ne.jp/2016/index.aspx?p0=99</a> | （運営） | 株式会社 | 学情               |
| ○「Re就活」           | ： | <a href="http://re-katsu.jp/career/index.aspx">http://re-katsu.jp/career/index.aspx</a>                   | （運営） | 株式会社 | 学情               |
| ○「就職ウォーカーNet2016」 | ： | <a href="http://www.s-walker.net/2016/">http://www.s-walker.net/2016/</a>                                 | （運営） | 株式会社 | ジェイ・ブロード         |
| ○「ダイヤモンド就活ナビ2016」 | ： | <a href="https://navi16.shukatsu.jp/16/">https://navi16.shukatsu.jp/16/</a>                               | （運営） | 株式会社 | ダイヤモンド・ヒューマンリソース |
| ○「日経就職ナビ2016」     | ： | <a href="https://job.nikkei.co.jp/2016/top/">https://job.nikkei.co.jp/2016/top/</a>                       | （運営） | 株式会社 | 日経HR、株式会社 ディスコ   |
| ○「ブンナビ！2016」      | ： | <a href="https://bunnabi.jp/2016/index.php">https://bunnabi.jp/2016/index.php</a>                         | （運営） | 株式会社 | 文化放送キャリアパートナーズ   |
| ○「マイナビ2016」       | ： | <a href="http://job.mynavi.jp/2016">http://job.mynavi.jp/2016</a>                                         | （運営） | 株式会社 | マイナビ             |
| ○「リクナビ2016」       | ： | <a href="https://job.rikunabi.com/2016/">https://job.rikunabi.com/2016/</a>                               | （運営） | 株式会社 | リクルートキャリア        |
| ○「就職エージェント」       | ： | <a href="http://www.s-agent.jp/">http://www.s-agent.jp/</a>                                               | （運営） | 株式会社 | ネオキャリア           |

# 正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～【平成28年2月10日（予定）改正分】

※（ ）内は中小企業以外の額です。

## 1. 正規雇用等転換コース

- 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合
  - ①有期→正規 1人当たり **60万円（45万円）** [改正前 50万円（40万円）]
  - ②有期→無期 1人当たり **30万円（22.5万円）** [改正前 20万円（15万円）]
  - ③無期→正規 1人当たり **30万円（22.5万円）** [改正前 30万円（25万円）]

## 2. 多様な正社員コース

- 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等した場合
  - ①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）  
1人当たり **40万円（30万円）** [改正前 30万円（25万円）]
  - ②無期→多様な正社員  
1人当たり **10万円（7.5万円）** [改正前 30万円（25万円）]
  - ③多様な正社員→正規 1人当たり **20万円（15万円）** 新規

(注) 正規→短時間正社員の助成対象となった者を除きます。

※ ①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合

**1事業所当たり10万円（7.5万円）加算**加算措置に変更

※ 正規雇用等転換コース、多様な正社員コースでは、対象者が派遣労働者の場合や母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合等に加算措置があります。

## 3. 人材育成コース

- 有期実習型訓練終了後、対象者全員を正規雇用労働者等に転換した場合  
OFF-JTにかかる経費助成の上限額 ※実費を限度
  - 100h未満 1人当たり **15万円（10万円）** [改正前 10万円（7万円）]
  - 100h以上200h未満 1人当たり **30万円（20万円）** [改正前 20万円（15万円）]
  - 200h以上 1人当たり **50万円（30万円）** [改正前 30万円（20万円）]

## ご注意

- ▶ 1、2のコースは転換等の日、3は訓練計画届提出の日が平成28年2月10日（予定）以降となる場合に改正後の支給額が適用されます。
- ▶ ただし、改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合（注）は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。
- （注）「大企業における無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換」、「無期雇用労働者から多様な正社員への転換」等
- ▶ その他詳しくは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

※ **事前にキャリアアップ計画の提出が必要**です。

※ すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が活用する場合は、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ キャリアアップ助成金のコース一覧は裏面をご参照下さい。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※ 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介します。

「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 <http://www.tayou-jinkatsu.jp/>

# キャリアアップ助成金のコース一覧【平成28年2月10日（予定）改正後】

| 助 成 内 容               |                                                                                                                                                                                                                                   | 助 成 額<br>( ) は中小企業以外の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 正規雇用等<br>転換コース      | <p>有期契約労働者等を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規雇用等に転換</li> </ul> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接雇用した場合</li> </ul>                                                                             | <p>①有期→正規：1人当たり<b>60万円（45万円）</b><br/>         ②有期→無期：1人当たり<b>30万円（22.5万円）</b><br/>         ③無期→正規：1人当たり<b>30万円（22.5万円）</b><br/>         ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、<br/>         1人当たり30万円加算<br/>         ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、<br/>         若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合<br/>         いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 多様な正社員<br>コース       | <p>有期契約労働者等を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な正社員に転換または直接雇用等</li> </ul> <p>正規雇用労働者を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇入れ</li> </ul>                                              | <p>①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり<b>40万円（30万円）</b><br/>         ②無期→多様な正社員<br/>         ：1人当たり<b>10万円（7.5万円）</b><br/>         ③多様な正社員→正規<br/>         ：1人当たり<b>20万円（15万円）</b><br/>         ④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ<br/>         ：1人当たり<b>20万円（15万円）</b><br/>         ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、<br/>         1人当たり15万円加算<br/>         ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、<br/>         若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合<br/>         いずれも1人当たり①～③5万円加算、④10万円加算<br/>         ※①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、<br/>         1事業所当たり10万円（7.5万円）加算</p> |
| 3 人材育成<br>コース         | <p>有期契約労働者等に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職業訓練（Off-JT）</li> <li>・ 有期実習型訓練<br/>（「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT）</li> <li>・ 中長期的キャリア形成訓練<br/>（専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT）</li> <li>・ 育児休業中訓練（Off-JT）</li> </ul> <p>を行った場合</p> | <p>Off-JT《1人当たり》<br/>         賃金助成：1時間当たり<b>800円（500円）</b><br/>         経費助成：<br/>         一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練<br/>         （育児休業中訓練は訓練経費助成のみ）<br/>         最大<b>30万円（20万円）</b><br/>         中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合 最大<b>50万円（30万円）</b><br/>         ※実費を限度</p> <p>OJT《1人当たり》<br/>         実施助成：1時間当たり<b>800円（700円）</b></p>                                                                                                                                                                                      |
| 4 処遇改善<br>コース         | <p>すべてまたは一部の有期契約労働者等の<br/> <b>基本給の賃金テーブルを改定し、<br/>         2%以上増額</b>させた場合</p>                                                                                                                                                    | <p>①すべての賃金テーブル改定<br/>         ：1人当たり<b>3万円（2万円）</b><br/>         ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定<br/>         ：1人当たり<b>1.5万円（1万円）</b><br/>         ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 5 健康管理<br>コース         | <p>有期契約労働者等を対象とする<br/> <b>「法定外の健康診断制度」</b>を<br/>         新たに規定し、<b>4人以上実施</b>した場合</p>                                                                                                                                             | <p>1事業所当たり<b>40万円（30万円）</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 6 短時間労働者の週所定労働時間延長コース | <p>有期契約労働者等の<br/> <b>週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長</b>した場合</p>                                                                                                                                                                        | <p>1人当たり<b>10万円（7.5万円）</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

◆改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。  
 ◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

# トライアル雇用奨励金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則 3 カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

平成26年3月からトライアル雇用の対象者の要件を見直すとともに、職業紹介事業者からトライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象としました。

## 奨励金の支給額

対象者 1 人当たり、**月額最大 4 万円（最長 3 カ月間）**

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合  
いずれも 1 人当たり**月額 5 万円（最長 3 カ月間）**となります。

事前にトライアル雇用求人を入働ワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則 3 カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

※ トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

## 「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後 3 年以内で、卒業後、安定した職業※<sup>1</sup>に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が 1 年を超えている※<sup>2</sup>
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が 1 年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※<sup>3</sup>

※ 1 期間の定めのない労働契約を締結し、1 週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※ 2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※ 3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆ 紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・ 安定した職業に就いている人
- ・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1 週間当たりの実働時間が 30 時間以上の人
- ・ 学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の 1 月 1 日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・ 他の事業所でトライアル雇用期間中の人

<ご注意>

◆ 派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。

◆ トライアル雇用求人の中の人数が求人数の 5 倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人 1 人に対し、トライアル雇用の選考中の人 が 5 人に達した場合は、6 人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。

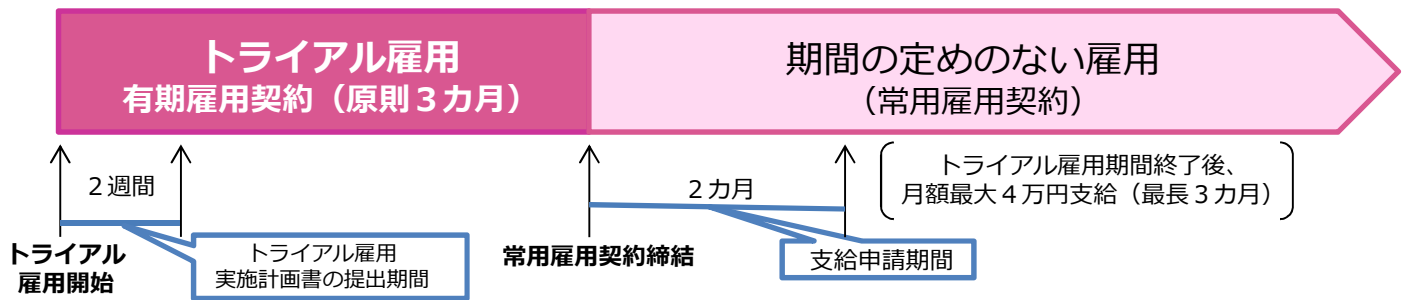
◆ 求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。

◆ トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。



## 「トライアル雇用」のイメージ※

※ハローワークから紹介を受けた場合



- ※トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。
- ※実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。
- ※奨励金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2カ月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると奨励金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
- ※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

## 支給対象事業主の要件

以下のすべての要件に該当する事業主が対象です。

|    |                                                                                                                                                                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ハローワーク、地方運輸局又は職業紹介事業者（以下「ハローワーク・紹介事業者等」という。）のトライアル雇用求人に係る紹介により、対象者をトライアル雇用（国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人から受けている補助金、委託費等から支出した人件費により行ったトライアル雇用を除く。）した事業主                                                        |
| 2  | 対象者に係る紹介日前に、当該対象者を雇用することを約していない事業主                                                                                                                                                                            |
| 3  | トライアル雇用を行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。）以外の対象者を雇い入れた事業主                                                                                                                                         |
| 4  | トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者を雇用したことがない事業主                                                                                                                                                     |
| 5  | トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者に職場適応訓練（短期訓練を除く。）を行ったことがない事業主                                                                                                                                     |
| 6  | トライアル雇用労働者に係る雇用保険被保険者資格取得の届出を行った事業主（65歳以上の労働者を雇い入れた場合は除く）                                                                                                                                                     |
| 7  | トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、トライアル雇用を行った事業所において、トライアル雇用を実施した後に常用雇用へ移行しなかったトライアル雇用労働者（トライアル雇用労働者本人の都合による離職や本人の責めに帰すべき解雇等は除く。）の数のトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書が提出されていない者の数を加えた数が3人を超え、常用雇用へ移行した数を上回っている事業主以外の事業主 |
| 8  | 基準期間（トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用期間を終了する日までの期間をいう。）に、トライアル雇用に係る事業所において、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させたことがある事業主以外の事業主                                                                                            |
| 9  | 基準期間に、トライアル雇用に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち1 A又は3 Aの理由により離職した者の数を事業所全体の雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている（当該離職者数が3人以下の場合を除く。）事業主以外の事業主                                                                                    |
| 10 | 過去1年間に、対象者を雇用していた事業主と資金的・経済的・組織的関連性等から密接な関係にある事業主以外の事業主                                                                                                                                                       |
| 11 | トライアル雇用労働者に対して、トライアル雇用期間中に支払うべき賃金（時間外手当、休日手当等を含む。）を支払った事業主                                                                                                                                                    |
| 12 | トライアル雇用を行った事業所において、労働基準法に規定する労働者名簿、賃金台帳等を整備・保管している事業主                                                                                                                                                         |
| 13 | ハローワーク・紹介事業者等の紹介時点と異なる労働条件によりトライアル雇用を行い、トライアル雇用労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があった事業主以外の事業主                                                                                                                           |
| 14 | 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない事業主                                                                                                                               |
| 15 | 対象者のうち季節労働者に係るトライアル雇用を行った事業主にあつては、指定地域に所在する事業所において、指定業種以外の事業を行う事業主                                                                                                                                            |
| 16 | 雇用保険適用事業所の事業主                                                                                                                                                                                                 |
| 17 | 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備・保管している事業主                                                                                                                                                                       |
| 18 | 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する、管轄労働局の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主                                                                                                                      |
| 19 | 過去3年間に、雇用保険二事業の助成金等について不正受給の処分を受けていない事業主                                                                                                                                                                      |
| 20 | 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない事業主                                                                                                                                                                |
| 21 | 支給申請日の前日から起算して過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けていない事業主                                                                                                                                                                 |
| 22 | 風俗営業等を行うことを目的とする事業所の事業主以外の事業主                                                                                                                                                                                 |
| 23 | 暴力団に関係する事業主以外の事業主                                                                                                                                                                                             |
| 24 | 支給申請日又は支給決定日時点で倒産している事業主以外の事業主                                                                                                                                                                                |
| 25 | 国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人以外の事業主                                                                                                                                                                            |
| 26 | 併給調整の対象となる助成金の支給を受けていない事業主                                                                                                                                                                                    |

この他にも要件があります。詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。



# 就職応援面接会

日時

平成28年 **2月24日** 水  
13:30～16:00 [受付12:30～]

場所

**福井県産業会館 2号館**  
(福井市下六条町 103)

参加  
対象者

一般の求職者 (UIターン希望者も含みます。)  
平成28年3月新規学卒予定者・3年以内既卒者  
UIターン希望者で雇用保険受給資格者の方は広域求職活動費の  
対象となる場合があります。

参加企業

約 **100** 社

面接会の内容

企業ごとに面接ブース  
を設けていますので、個  
別に会社概要、求人内容  
等の説明を受けること  
ができます。



各種コーナー

**職業相談**コーナー

**UIターン相談**コーナー

**市町紹介**コーナー

**各種情報提供・相談**コーナー

会場のご案内



お問い合わせ先

**福井県中小企業団体中央会**

〒910-0005 福井市大手3丁目7-1 織協ビル 4F

TEL **0776-23-3042**

HP <http://www.fukunavi-fukui.jp/>



主催 福井労働局 福井労働局新卒者等就職・採用応援本部、ハローワーク福井、ハローワーク武生、ハローワーク大野、ハローワーク三国  
福井県中小企業団体中央会 (福井労働局受託 平成27年度福井労働局年度後半における集中的な就職面接会開催事業)

後援 福井県、ふくいジョブカフェ、経済産業省 / 中小企業庁補助事業「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」